別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和２年度　豊島区収納対策本部　第１回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和２年７月１日（水）午後３時３０分 ～４時３０分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>８０１会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>（１）　令和元年度　行政監査結果報告の内容共有について
（資料 1）
（２）　私債権等を有する各課の課題の共有について（資料 2、3）

（３）　今後の対策について（資料 4）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第 7 条第 6 号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第 7 条第 6 号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　　員</td><td>会計管理室長、会計課長、子ども家庭部長、子育て支援課長、生活福祉課長、住宅課長、収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出された資料</td><td>机上配布資料
資料１　令和元年度行政監査結果報告書
資料２　私債権等管理マニュアル
資料３　私債権の状況調査表
資料４　今後の対策について（案）
参考資料　税務課での法律事務所委託実績</td></tr>
</table>

審　議　経　過

案件１：令和元年度　行政監査結果報告の内容共有について（資料 1）

（１）　案件の説明

本部会を開催するに至った経緯について、事務局から説明

（２）　主な意見と質疑

なし

（３）　結論

一同了承。

案件２：私債権等を有する各課の課題の共有について（資料 2、3）

（１）　案件の説明

事前調査により判明した私債権徴収状況について、各課長より説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

私債権管理マニュアルでは、債権を管理するのは所管の部長とされている。

【生活福祉課長】

生活福祉課では、少額ずつでも地道に徴収事務を行っている。

【住宅課長】

住宅課では、弁護士と契約し、住宅全般について相談できる体制をとっている。債権対象は公営住宅の関係がほとんどで、土地等貸付料とは駐車場の使用料のこと。

（３）結論

私債権徴収状況について、一同了承。

案件３：今後の対策について（資料４）

（１）案件の説明

今後の対策案について、本部長より説明。

（２）主な意見と質疑

【部会長】

すぐ出来るものはやっていきたい。

また、中長期の課題のほうでは区長専決処分について。豊島区では区営住宅に限り、かつ 1,100 万円以下のものとなっている。場合によっては改定が必要。

【事務局】

訴訟の必要性による。私債権を持っている課の状況によって、額は設定すべき。

【生活福祉課長】

低所得者に対して訴訟するのは抵抗がある。

【部会長】

どちらにせよ各課で整理しなければいけない時がくる。すぐに動くのは難しいにしても、7 月末の本部では、外部委託の可能性及び専決処分の改定の必要性、短期的な取り組みなど、検討していく事項を報告したい。

【事務局】

税務課での法律事務所委託は 30、31 年度実施し、徴収対象額が大幅に減少したので事業終了した。他課でやる場合は、単価契約での活用も良いのでは。

【本部長】

委託するにしても、滞納者は区役所に来るので、担当者は必要。一方で、非強制徴収公債権の大半が、生活福祉課の生活保護法による扶助費にかかる返還金である。その為、性質的にも委託の効果があるかは疑問。

【生活福祉課】

徴収しようにも、相手方は手持ちがないことがほとんどなので現実的には難しい。

【本部長】

その事実確認だけでも出来れば、意味はある。

【生活福祉課】

委託により、告発などのノウハウを取り入れられる体制は望ましい。

【本部長】

依頼するなら、庁内一括で委託した方が良い。住宅課の弁護士は活用出来るか。

【住宅課長】

当課はあくまで相談がメイン。

【本部長】

委託契約書の共有をしたい。また、会計課が受けている例月出納検査の中で、保育課の保育料や入所負担金について指摘があった。これらは強制徴収公債権ではあるが、ノウハウがないという点では共通しているため、税・保険料部会ではなく、まずは私債権検討部会に参加してもらおうと考えている。

（3）結論

今後の対策案について、一同了承。